

とらい & GROW

2026年
2月号 NO.454
2026/2/2 発行

上越妙高

コストには経営者の方針が表れる…と思う

皆さまこんにちは、宇久田秀雄です。20年ほど前の古い話になりますが、私はビジネススクールに通っていたことがございました。当時は時代背景的にベンチャーでの起業も多く、シリコンバレーでの成功事例などアメリカ型経営(特に戦略的ビジネス)をお手本とする傾向がありました。これらの傾向は日本での企業経営、特に中小企業においてはミスマッチで、あまり馴染まなかったように思います。私自身は勉強になったことが沢山あり、その中でマーケティングの授業では、コストについて限られた手元資金をどこに投下するかということについて大変考えさせられる内容だったと記憶しています。

売上を伸ばすためには売れる商品を沢山仕入れておく必要がありますし、組織を強化するなら人材確保や社員教育等にコストをかける必要もあります。自社の企業イメージや自社商品のブランド価値を上げていくには広告や販促が必要ですね。しかしながら商品を沢山仕入れても売れなければ不良在庫となるかもしれませんし、組織強化のための社員教育や販促のための広告などは効果が不明瞭です。お金をかけても、それがそのまま損失となることもあるわけで、つまり企業は何をするにもリスクが生じます。リスクを負わなければ勝負できないわけですが、ビジネスは勝負ではありません。「勝負(かちまけ)」

でいうなら「勝勝」または少なくとも「勝勝負」という「負」より「勝」が多くなることが前提ということになりますので、リスクを最小限に抑えて勝っていくことが必要になりますが難しいですよね。

企業の資金投下は中小企業では特に経営者の方針に左右されます。支出はすべて経営者の意思決定に基づいて行われるわけですが、起業をしてしばらくは何にいくら使っているかといったことが見えていますが、売上も増えて取引数が増加していくと徐々に支出の詳細が見えなくなっています。そうすると一つ一つの支出に意思決定を行っていられないため知らないうちに自然と支出が増えていきます。この「知らないうちに」という部分が難しいところで、放置しておくと意図しない方向(リスクが大きくなってしまう方向)に進む可能性があります。ここで経営者の「方針」が大切になってまいります。この方針には「道徳性」が必要と学んでいます。二宮尊徳翁の「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」という言葉はあまりに有名ですが、支出にこそ道徳が必要との考え方もございます。経営者が示す「方針」が読んで字のごとく意図する方向への舵取りをしてくれるのだと思います。

寒い日が続いております、暖かくして過ごしてまいりましょう。
(宇久田秀雄)

令和8年税制改正大綱 資産税関係

◆ 貸付不動産の評価方法の見直し

貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法の見直しを行うこととなった



① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価格(原則、取得価格を基に算定)に相当する金額によって評価することとする。(課税上の弊害が無い限り、上記算定した価額の80%の評価でも可能)。

5年以後は、固定資産税評価額で評価するが、固定資産税評価額はおおむね時価の5~8割です。

② 令和9年1月1日以降の相続等により取得をする財産の評価に適用



不動産オーナー

相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等が、小規模宅地の特例の評価減が受けられなくなったし賃貸業で相続税を抑える効果が薄くなるケースもあるということですね



事業承継税制とは、簡単に言うと先代の事業と株を後継者が継ぐ際に、高額な贈与税や相続税を納めることを回避するため、納税を猶予する制度です。いろいろ要件があるので、慎重に検討する必要がありますが、事業承継を考えるきっかけにしてもいいと思います。事業の存続と、円満な相続は準備が大事です。

◆ 教育資金の一括贈与に係る贈与税

の非課税措置 延長せず終了 令和8年3月31日までの贈与で終わり。

やるならあと2か月だな。
ジュニアNISAで運用しつつ自由に使ってもらうのも
良いな



令和7年度 確定申告のご案内

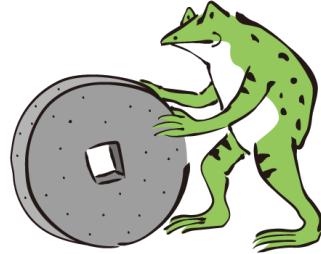
確定申告の時期がやってきました。源泉徴収票や控除証明書等、必要書類を揃えていただきますよう、お願いいたします。また、例年は確定申告をしていない方も、対象となる場合がありますので、今一度ご確認ください。

【申告義務がある】

- ・不動産を売却し、利益が出た(譲渡所得)
- ・退職金や生命保険の一時金を受け取った
- ・令和7年中に贈与を受けた

【申告することで所得税の還付の可能性がある】

- ・医療費が年間10万円を超える場合
- ・副業などで源泉徴収されている



■令和7年度確定申告の変更点

令和7年度税制改正により以下の点が見直されました。

| | | |
|------------|---|----------|
| 基礎控除 | <ul style="list-style-type: none">合計所得金額 132万円以下 : 95万円合計所得金額 132万円超 336万円以下 : 88万円合計所得金額 336万円超 489万円以下 : 68万円合計所得金額 489万円超 655万円以下 : 63万円合計所得金額 655万円超 2,350万円以下 : 58万円 | 令和7・8年のみ |
| 給与所得控除 | 最低保障額を10万円引き上げたことにより年収190万円以下まで65万円控除に | |
| 特定親族特別控除 | 居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合には、 その親族等の合計所得金額に応じて最大63万円を控除 | |
| 扶養親族等の所得要件 | 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引き上げ | |

■障害者控除の対象要件

【要介護認定も市町村長の認定で障害者控除の対象に】

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は、税法上の障害者に該当し、所得控除を受けることができます。

一方、要介護認定については規定がなく、要介護認定を受けただけでは所得控除を受けることはできません。

65歳以上の障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものに該当すると判断される場合、市町村長等の認定を受けて、障害者控除の対象となる場合があります。

お住いの市町村に認定申請が必要となりますので、該当の方は申請手続きをお願いいたします。

税金カレンダー

2月10日(火) ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(1月分)

3月16日(月) ●所得税及び復興特別所得税の申告書の提出・納付期限(現金納付の場合)
●贈与税の申告書の提出・納付期限

3月31日(火) ●消費税及び地方消費税の申告書の提出・納付期限(現金納付の場合)

なお、確定申告で振替納税の手続きされている方は、所得税4月23日(木)、消費税4月30日(木)にそれぞれ設定させている口座より引落しされます。

私のQOL(quality of life)

ワタのQOL(quality of life)

私は犬と暮らしてもうすぐ15年になります。いつも家族の中心に犬がいて、その存在が生活を豊かにしてくれているのを感じています。

犬と暮らすことのメリットを紹介します。

① 癒される

犬と触れ合うと、幸せホルモンと呼ばれるオキシトシンが分泌され、ストレスが減少したり、気持ちが落ち着いたりします。

② 運動習慣が身に付く

犬の健康のためには毎日の散歩が必須です。一緒に歩くことで飼い主も楽しみながら自然に運動不足の解消ができるでしょう。

③ 社会的交流が広がる

犬と散歩をしていると、他の飼い主さんや近所の方と気軽に会話ができ、交流が生まれます。

④ 部屋を清潔に保つようになる

犬の毛や汚れを取り除くためこまめに掃除をするようになり、犬の安全を考えて整理整頓を心掛けるようになります。



⑤ 家族の会話が増える

最近は犬と一緒に宿泊できる施設やドッグカフェ、一緒に買い物できるアウトレット等が沢山あります。皆でよく出かけるようになり家族団らんの機会が増えています。

飼育には命に対する責任や金銭的な負担が増えたり自由な時間が減ったりというデメリットもありますが、犬との生活はそれを超える喜びをもたらしてくれています。

(篠原)



所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。

発行・編集 宇久田秀雄税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



レディオ湘南

毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいしきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

